＜遺産分割調停を申し立てる方へ＞

１　概要

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方（ら）から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての意見を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話合いを進めます。

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、調停委員が中立の立場で、双方からそれぞれお話をお聴きしながら話合いを進めていきます。１回の時間はおおむね２時間程度です。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子の監護の状況等について調査を行う場合もあります。

また、相手方と顔を合わせたくないなどのご希望がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。

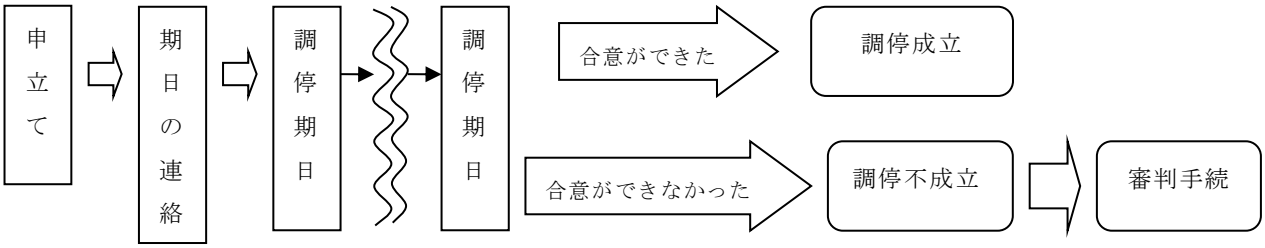

話合いがまとまらず調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産と確定された財産について、その評価額を基に、財産の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、分割の審判をすることになります。

２　申立てに必要な費用

□　収入印紙：被相続人１人につき、1200 円

□　連絡用郵便切手：当事者の人数×690 円分（140 円×1 枚、84 円×5 枚、50 円×1 枚、20 円×1 枚、10 円×6 枚）

３　申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1)　申立て時の提出書類等

次の書類を必ず提出していただきます。

□　申立書　裁判所提出用１通＋相手方全員の人数分＋申立人（あなた）用控え１通

→　申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）及び申立人（あなた）用の控えを作成してください。

※　申立書に記載すべき申立人（あなた）の住所を相手方に知られたくない事情がある場合は、お渡しする「相手に知られたくない情報がある方へ」の内容を確認し、必要な手続を行ってください。（お渡しする「記載例」の内容もご確認ください。）

□　事情説明書１通

□　進行に関する照会回答書

□　連絡先等の届出書１通

□　被相続人との関係を証する戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本

ア　共通

□　被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本

□　相続人全員の戸籍謄本

□　被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本

※裏面もあります。

イ　相続人が、被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合

□　被相続人の直系尊属に死亡している者（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る）がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

ウ　相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合

□　被相続人の父母の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本

□　被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

□　被相続人の兄弟姉妹に死亡している者がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本

□　代襲者としてのおいめいに死亡している者がいる場合、そのおい又めいの死亡の記載のある戸籍謄本

□　相続人全員の戸籍附票（又は住民票）

□（遺産に不動産があるとき）不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書

□（作成されているとき）遺言書の写し、遺産分割協議書の写し

□　遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)

→　相続税申告書、預貯金の通帳・証書・残高証明書、有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書、不動産評価額の査定書など、遺産の内容や評価額が分かるもの。

※ 戸籍謄本等の証明書類は、３か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 調停進行中の提出書類等

事案に応じて、申立て時の提出書類以外の書類等を提出していただくことがあります。

(3) 提出方法

遺産分割調停は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所提出分１通と相手方の人数分の通数のコピー(例えば、相手方５名の場合、裁判所分も入れて合計６通が必要)を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えと資料の原本（オリジナル）があればそれも持参してください。

書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（例：住所を知られたくない場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（ただし、原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいますし、コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合がありますので、コピーをしたものにマスキング（黒塗り）し、さらにコピーしてください。）

マスキングができない書面については、同時にお渡しする「相手に知られたくない情報がある方へ」の内容を確認し、必要な手続を行ってください。

※ この提出方法は遺産分割調停での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「資料の非開示希望の申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかったりした書類等であっても、閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

4　申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出された場合には、その家庭裁判所でも申し立てることができます。